

取組方針						各関係機関の取組内容																	
直轄			県管理河川			鈴鹿川水系、四日市圏域、鈴鹿・亀山圏域							四日市圏域			鈴鹿・亀山圏域							
鈴鹿川水系の減災に係る取組 (H28.8.26)			四日市圏域県管理河川における取組 (H30.3.28)			鈴鹿・亀山圏域県管理河川における取組 (H30.4.25)			三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	四日市地防災総合事務所	菟野町	朝日町	川越町	鈴鹿地域防災総合事務所		
項目	事項	内容	内容	記載箇所	内容	記載箇所	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容		
	⑦	要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を促進<国・市>	【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】 ・要配慮者利用施設等の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。 <県・四日市市・川越町・朝日町・菟野町>	1) 4	【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】 ・要配慮者利用施設等の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。 <県・鈴鹿市・亀山市>	1) 5	これまでの取組 ・H29年度津市をモデル地区として講習会を開催 ・それをもとに本市にて講習会の運営マニュアルを作成 ・避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける																
							今後の取組 ・自治体への助言を行う	引き続き実施							引き続き実施							引き続き避難確保計画等の実施を促す。	
	⑧	防災意識の向上に繋がる、効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成<国・県・市>					これまでの取組 ・マスコミとの意見交換会を開催するなど、密接な関係構築を図り、広報活動の協力を得る ・出前講座を積極的に実施する							出前講座や広報誌を通じて水害に関する情報を発信している。		「広報すずか」に風水害に関する記事を掲載する。		市政だよりに風水害に関する記事を掲載する					
							今後の取組 ・上記を引き続き実施	引き続き実施							引き続き実施		引き続き実施						
	⑨	市民向けの防災講座において有識者と連携した情報発信<市>	【住民防災意識の向上】 ・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施します。 <県・四日市市・川越町・朝日町・菟野町>	1) 9	【住民防災意識の向上】 ・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施します。 <県・鈴鹿市・亀山市>	1) 10	これまでの取組							四日市市防災大学等の講座を開催し、啓発している。		水防災教育を実施する。		水防災教育を実施する					防災講演会の実施 ・全町民向け (H29.09.03) ・福生地区 (H29.07.09) ・埴織地区 (H29.09.16)
							今後の取組								引き続き実施		引き続き実施						【住民防災意識の向上】 ・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災教育を実施します。 防災講演会の実施
																							みえ風水害対策の日 (9/26)に合わせて街頭啓発活動を行う。

取組方針						各関係機関の取組内容														
直轄		県管理河川				鈴鹿川水系、四日市圏域、鈴鹿・亀山圏域						四日市圏域			鈴鹿・亀山圏域					
鈴鹿川水系の減災に係る取組 (H28.8.26)		四日市圏域県管理河川における取組 (H30.3.28)		鈴鹿・亀山圏域県管理河川における取組 (H30.4.25)		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	四日市地防災総合事務所	菟野町	朝日町	川越町	鈴鹿地域防災総合事務所		
項目	事項	内容		内容	記載箇所															
2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み																				
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項																				
① 避難勧告の発令等に着目したタイムライン策定 <国・気象台・県・市>																				
		【洪水時における河川管理者からの情報提供等】 ・水位周知河川の沿川市町と河川管理者においてホットラインの運用を行います。 <県・四日市市・川越町>		1)		これまでの取組	策定済み(四日市市、鈴鹿、亀山市)	-	策定作業に関して、気象台の発表する気象・防災情報等について作成協力を行う。 (引き続き実施)	・朝明川ほか圏域内の5つの水位周知河川を対象に、平成28年6月1日からホットラインの運用を開始している。	・避難勧告等の発令につながる情報の共有、ホットラインの運用を行う(引き続き実施)	-	-	-	-	-	-	-	-	
		【避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認】 ・水位周知河川の沿川等で対象となる市町を検討・調整し、水害対応タイムラインを作成します。 <県・四日市市・川越町・朝日町>		2)		今後の取組	・実運用し適宜見直し作業を実施する(引き続き実施)	-	引き続き実施	・水位周知河川を対象に、市町等と連携し、水害対応タイムラインを平成31年の出水期前までを目途に作成する。	・タイムラインをH31年出水期前までに作成	・H30年度に作成する。	タイムラインをH31年出水期前までに作成	・タイムラインをH31年出水期前までに作成	-	-	-	-	-	-
② タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成 <国・市>																				
						これまでの取組	・自治体への助言を行う	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
						今後の取組	引き続き実施	-	-	-	タイムライン策定後、作成を検討する	タイムライン策定後、作成を検討する。	-	-	-	-	-	-	-	
④ 想定最大浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し <市>																				
						これまでの取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
						今後の取組	-	-	-	-	必要に応じ検討する	必要に応じ検討する。	-	-	-	-	-	-	-	
⑤ 避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討 <国・市>																				
						これまでの取組	・自治体への助言を行う	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
						今後の取組	引き続き実施	-	-	-	必要に応じ検討する	必要に応じ検討する。	-	-	-	-	-	-	-	
⑥ 水害時に着目した指定避難場所の見直しを行う <市>																				
		【隣接市町における避難場所の設定】 ・各市町において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町内の避難場所に着用できない場合等においては、隣接市町等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を行います。 <県・川越町・朝日町>		1) 3)		これまでの取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		【隣接市町における避難場所の設定】 ・各市町において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町内の避難場所に着用できない場合等においては、隣接市町等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を行います。 <県・鈴鹿市・亀山市>		1) 4)		今後の取組	-	-	-	-	・H30年度実施	指定避難場所の見直しを行う予定は、現在のところ無し	H30年度実施	・H30年度実施	-	-	-	-	-	-
⑦ 情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施 <国・気象台・県・市>																				
						これまでの取組	・毎年、出水期前までに実施する	-	-	-	-	毎年、出水期前までに実施する	毎年、出水期前までに実施する。	-	-	-	-	-	-	
						今後の取組	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	-	毎年、出水期前までに実施する	引き続き実施	-	-	-	-	-	-	-	
⑧ 三重河川国道事務所と各自自治体で設置する「情報連絡室」を活用し、雨量・水位や数時間先の水位予測などの早期の情報共有を図る <国・県・市>																				
				【水門開閉訓練の実施】 ・洪水時等に迅速な対応ができるように、水門開閉の訓練を関係者と実施します。 <県・鈴鹿市>		2) 17)	これまでの取組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
						今後の取組	-	-	-	-	・H30年度実施	-	H30年度実施	-	-	-	-	-	-	
						これまでの取組	すでに対応済み、情報発信内容の充実を図る	-	-	-	-	三重河川国道事務所との情報連絡体制については、水防計画に記載済み	-	-	-	-	-	-	-	
						今後の取組	引き続き実施	引き続き実施	-	-	-	引き続き実施	-	-	-	-	-	-	-	

取組方針					各関係機関の取組内容															
直轄		県管理河川			鈴鹿川水系、四日市圏域、鈴鹿・亀山圏域							四日市圏域			鈴鹿・亀山圏域					
鈴鹿川水系の減災に係る取組 (H28.8.26)		四日市圏域県管理河川における取組 (H30.3.28)		鈴鹿・亀山圏域県管理河川における取組 (H30.4.25)		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	四日市地防災総合事務所	菟野町	朝日町	川越町	鈴鹿地域防災総合事務所		
項目	事項	内容		内容		内容		内容		内容		内容		内容		内容		内容		
3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取組み																				
(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																				
① 消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練<市>																				
						これまでの取組														
						今後の取組						引き続き実施								
② 関係機関が連携した実働水防訓練【水防法第三十二条の二】<国・県・市>																				
		【水防訓練の充実】 ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施します。 ・迅速かつ確実に水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施します。 <県・四日市市・川越町・朝日町・菟野町>		2) 13		これまでの取組		・水防管理団が行う水防訓練への参加		・水防管理団が行う水防訓練への参加(引き続き実施)		・洪水時を想定した洪水対応演習を実施する。		—		—		・水防訓練をH30年度に実施済 ・洪水時を想定した洪水対応演習をH30年度に実施	・四日市地方部として訓練に参加したい。	
						今後の取組		引き続き実施		引き続き実施		洪水時を想定した洪水対応演習をH30年度に実施		—		—		—		
③ 迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の水防工法などの意見交換<国・市>																				
						これまでの取組		・水防団との意見交換会を実施する						消防団の会議にて情報共有を行っている		消防団の会議にて情報共有を行っている				
						今後の取組		引き続き実施						引き続き実施				洪水浸水想定区域図の情報提供。		
④ 重要水防箇所など水害リスクの高い区間を消防団等と共同点検<国・気象台・県・市>																				
		【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認】 ・対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。 ・関係者と重要水防箇所や水防資機材の情報共有を図ります。 <県・四日市市・川越町・朝日町・菟野町>		2) 12		これまでの取組		・共同点検を毎年実施する【出水期前を目処に】		・河川管理者が実施する共同点検に参加する(引き続き実施)		・河川管理者が実施する共同点検に参加する		・対象全河川の重要水防区域を業務委託により年1回点検する。 ・市町と重要水防箇所や水防資機材の情報共有を図る。		—		—		・河川管理者が実施する共同点検に参加
						今後の取組		引き続き実施		引き続き実施		引き続き実施		H30年度実施		H30年度実施		H30年度実施		
⑤ 大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育(水防工法の伝承、安全教育など)を実施<国・市>																				
						これまでの取組		・水防技術研修テキストを活用した講習会等を開催						毎年、出水期前に水防訓練を実施する		毎年、定期的に実施している。				
						今後の取組								引き続き実施				毎年、水防訓練で実施		
⑥ 消防団の内泊な水防活動を支援するため簡易水位計や量水標等の設置<国・市>																				
		【水防に関する広報の充実】 ・水防団員の募集、自主防災意識、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討し実施します。 <鈴鹿市・亀山市>		2) 15		これまでの取組												H30年度実施	H30年度実施	
						今後の取組														
⑦ 消防団の内泊な水防活動を支援するため簡易水位計や量水標等の設置<国・市>																				
		【危機管理型水位計、量水標の整備】 ・河川の水位状況を確認できるように危機管理型水位計や量水標の設置を実施します。 <県・川越町>		1) 10		これまでの取組		(危機管理型水位計) 【H27年度末時点】で鈴鹿川1箇所、柳田川1箇所、宮川1箇所に設置済み		—		—		水防活動を支援するための量水標の設置を行っている				四日市建設事務所に越水危険箇所図の作成を依頼中。	朝明橋橋頭に水位表示を実施	
						今後の取組		・平成30年度に危険箇所にて危機管理型水位計を順次設置する		・H30年度に県内で危機管理型水位計を40基設定する。		・水位計の設置が進んでなく、洪水時における河川水位の現状把握が困難な箇所について、危機管理型水位計の設置を進める。		・水位計の設置が進んでなく、洪水時における河川水位の現状把握が困難な箇所について、危機管理型水位計の設置を進める。						
⑧ 住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信<国・県・市>																				
						これまでの取組		・スマートフォン等を活用した情報発信を平成30年度より開始		・国からの情報発信をホームページで共有する(H28年度～)		—		市民向けの防災メールを活用し、情報の提供を行っている		避難情報を緊急連絡メールで配信すること及び登録制メール(メルモニ)により、情報を配信している。		登録制メールでのプッシュ型情報配信の実施。	—	
						今後の取組								引き続き実施				・スマートフォン等を活用した情報発信を平成31年度より開始予定	検討中	

取組方針						各関係機関の取組内容													
直轄		県管理河川				鈴鹿川水系、四日市圏域、鈴鹿・亀山圏域						四日市圏域			鈴鹿・亀山圏域				
鈴鹿川水系の減災に係る取組 (H28.8.26)		四日市圏域県管理河川における取組 (H30.3.28)		鈴鹿・亀山圏域県管理河川における取組 (H30.4.25)		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	四日市地防災総合事務所	菟野町	朝日町	川越町	鈴鹿地域防災総合事務所	
項目	事項	内容		内容	記載箇所														
(2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																			
		①水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進<国・市>				これまでの取組	支援する												
		②住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信<国・県・市>				今後の取組	引き続き実施												
		③災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動<国・市>				これまでの取組													
						今後の取組	関係市町と調整し説明会を開催する。												
(3) 一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項																			
		①汚濁水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成<国・県・市>				これまでの取組													
						今後の取組	排水ポンプ車を考慮した排水計画(案)を検討・作成する。	引き続き実施											
		②排水計画に基づく排水訓練の実施<国・県・市>				これまでの取組	災害発生時の緊急連絡体制は整備済み 水防管理団体の要望にあわせて水防訓練の中で排水訓練を実施する。 また、市町向けに排水ポンプ車の操作訓練を実施する。	引き続き実施											
						今後の取組	引き続き実施	引き続き実施											
		③堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施<国・市>				これまでの取組	年1回、実施する(引き続き実施)												
						今後の取組	引き続き実施												
		④施設・庁舎の耐水化<国・県>				これまでの取組													
						今後の取組		引き続き実施											
		⑤水害BCP(事業継続計画)を作成<国・県・市>				これまでの取組													
						今後の取組	検討する。												
4) 河川管理者が実施するハード対策																			
		①優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策及びアスファルトによる天端の保護などの危機管理型ハード対策の実施<国>			3) 15	これまでの取組	【決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫】 ・決壊までの時間を少しでも引き延ばすことを目的に危機管理型ハード対策として、堤防表法余裕高部分の張りコンクリート等を実施します。 <県>												
						今後の取組	引き続き実施												
		【洪水氾濫を未然に防ぐ対策】 ・堤防が低い等、整備計画の目標に対して流下能力の不足している箇所を解消します。 <県>			3) 14	これまでの取組	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策】 ・計画的な河川改修を実施します。 <県>												
		【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂撤去)】 ・河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施します。撤去箇所については、県と市で優先度を協議しながら選定します。 <県・四日市市・川越町・朝日町・菟野町>			3) 19	今後の取組	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂撤去)】 ・河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施します。撤去箇所については、県と市で優先度を協議しながら選定します。 <県>												
						今後の取組		引き続き実施											

取組方針					各関係機関の取組内容															
直轄		県管理河川			鈴鹿川水系、四日市圏域、鈴鹿・亀山圏域						四日市圏域			鈴鹿・亀山圏域						
鈴鹿川水系の減災に係る取組(H28.8.26)		四日市圏域県管理河川における取組(H30.3.28)		鈴鹿・亀山圏域県管理河川における取組(H30.4.25)		三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	四日市地防災総合事務所	菟野町	朝日町	川越町	鈴鹿地域防災総合事務所		
項目	事項	内容		内容																
6) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組																				
		【想定される土砂災害リスクの周知】 ・基礎調査を完了し、結果を公表します。 ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。 ・指定した土砂災害(特別)警戒区域を分り安く公表します。 <県> ・土砂災害のハザードマップを作成し、住民に配布します。 <朝日町・菟野町・四日市市>		4) 16		【想定される土砂災害リスクの周知】 ・基礎調査を完了し、結果を公表します。 ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。 ・指定した土砂災害(特別)警戒区域を分り安く公表します。 <県> ・土砂災害のハザードマップを作成し、住民に配布します。 ・「ハザードマップ・ポータルサイト」の情報を更新します。 <鈴鹿市・亀山市>		4) 20		これまでの取組										・土砂災害のハザードマップを作成し、町民に全戸配布(H30.05.01)
		【豪雨時における土砂災害に対する警戒情報発信】 ・気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表し、FAX・電話により確実に市町へ伝達します。 ・三重県土砂災害情報提供システムにより危険情報を公表します。 ・電子メールにより危険度情報を発信します。 <県・気象台>		4) 17		【豪雨時における土砂災害に対する警戒情報発信】 ・気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表し、FAX・電話により確実に市町へ伝達します。 ・三重県土砂災害情報提供システムにより危険情報を公表します。 ・電子メールにより危険度情報を発信します。 <県・気象台> ・避難勧告等の発令基準の適時運用と伝達・周知を確実に進めます。 ・安全な避難場所を確保する。 <鈴鹿市・亀山市>		4) 21		これまでの取組		引き続き実施								・避難勧告等の発令基準の適時運用と伝達・周知、避難場所の確保を行う
		【早めの避難につなげる取組の支援】 ・市町に対する説明や意見交換の場を設け、警戒避難体制の整備を支援します。 ・年1回以上の防災訓練・防災教育・広報活動を実施します。 ・要配慮者利用施設の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。 <県・四日市市・朝日町・菟野町>		4) 18		【早めの避難につなげる取組の支援】 ・市町に対する説明や意見交換の場を設け、警戒避難体制の整備を支援します。 <県・気象台> ・年1回以上の防災訓練・防災教育・広報活動を実施します。 ・要配慮者利用施設の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。 <鈴鹿市・亀山市>		4) 22		これまでの取組		引き続き実施								・年1回以上の防災訓練・防災教育・広報活動を実施します。 ・要配慮者利用施設の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。
		【早めの避難につなげる取組の支援】 ・市町に対する説明や意見交換の場を設け、警戒避難体制の整備を支援します。 ・年1回以上の防災訓練・防災教育・広報活動を実施します。 ・要配慮者利用施設の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。 <県・四日市市・朝日町・菟野町>		4) 18		【早めの避難につなげる取組の支援】 ・市町に対する説明や意見交換の場を設け、警戒避難体制の整備を支援します。 <県・気象台> ・年1回以上の防災訓練・防災教育・広報活動を実施します。 ・要配慮者利用施設の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。 <鈴鹿市・亀山市>		4) 22		これまでの取組		引き続き実施								・年1回以上の防災訓練・防災教育・広報活動を実施します。 ・要配慮者利用施設の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。